

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲 法			

評価(ABCD)
B

1. 本件法律4条は、各条のいづれかに該当する「児童の母」には親権母子支拂金の支給（以下本件支給）を認め、同じ状況下にある児童の母には本件支給を認めない。これは「~~性別~~（以下本件区別）」個人に、法的にあり得る平等を定めた憲法（以下法令知省略）14条1項に違反し、本件法律4条は違憲と断らねばならぬ。
2. (1) 「平等」（14条1項）とは、絶対的平等がもとめられ、不合理の結果と断らねばならぬに鑑み、相対的平等を意味するものと考へらる。
- (2) しかし、区別が、合理的理由のある区別であれば、憲法14条1項には違反しないものと考へらる。
10. 3. 合理的理由のある区別とは何かを断らねばならぬ。
- (1) 本件法律4条は、本件支給の支給資格に7つを定めており、本件支給を受けるためにはこの支給資格を定めた本件法律4条1号から4号のいづれかに該当する必要があると断らねばならぬ。本件支給は災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。
15. 4. 災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。
20. 5. 災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。
25. 6. 災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。災害に遭った被害者、被害者に対して行われるものであると断らねばならぬ。

2017年11月23日
大塚+山田+佐藤

新出基本に関付の、この紙機能表が、指導として、また、
非常に役に立ちます。

(2) 以 $\frac{1}{2} \leq \frac{1}{2}$ (鑑り) 合理的理由がある別からどうかは、① 別目的の合理的相対性があるか ② 別目的の合理的関連性があるかどうか ~~を~~ ③ $\frac{1}{2}$ からの相対性である。鑑り、 $\frac{1}{2}$ は鑑り、合理的関連性がある $\frac{1}{2}$ の $\frac{1}{2}$ 慎重に判断する。

① しかし、世帯の収入が子、親に比べて影響は及ばない。世帯の収入は父の収入に比べて限定されている。今日に於いては、職業に依り男女平等が推進され、女性が職に就く。男性と同条件での収入を得ることは数回分には及ぶ。しかし、上記の法律の目的を達成するためには、父が母から区別を受けるべきである。大衆に於いて世帯収入が減少した状態で区別を受けるべきである。本問に依りては、大衆に於いて親の収入に女性が劣るが、常勤の公務員として働くが、生活に困難を感ずる者が本件を提起している。一方で、常勤の公務員として家族を支えている者も、生活が困難に陥る。

2 ページ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD):

B

10	は男性であるから養育費を支払うべきである。以上より、本件区別の目的は合理的根拠があるというべきである。 (2) 仮に合理的根拠があるとしても、上記目的達成のために旧世帯収入が減少した世界、専業主婦として収入を得る世界を支給の対象とすべきである。一方、目的と手段との間に合理的関連性がある。 また、本件法律事件4条は、憲法14条1項に反し、違憲である。 このように支給の可否を判断する上で、養育費の支払額と、その日後の困難な世帯生活の負担が、その支払額と可能に釣り合い、支給財源の確保に支障をきたさないことが可能である、支給財源の確保に支障をきたさないことが可能である、支給財源の確保に支障をきたさないことが可能である。 以上より、本件法律の目的と本件区別には合理的関連性がある。 5 以上より、本件法律4条は、支給資格を「通常の母」に限定し、父と区別している点において憲法14条1項に違反する。
15	以上 <i>J. Naito</i> 22.11.02
20	- 事案の争点に即して、判断基準の設定にどのような影響があるかを言及しない点に留意する。 自説→反対意見→反論の形で意見を述べ、論点を整理する。 論点を整理する。論点を整理する。論点を整理する。
25	展開する点数を示す。

→ 採点者が見て、
一見しただけで、
憲法14条2項3。

と入るに注意して、
最後まで読んで
わかるように。
書き加えて不十分です。

論点を整理する。
論点を整理する。
論点を整理する。

3ページ

裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
C

	本件法律は、憲法(以下、略)14条1項に反し違憲である。
	第1 14条1項の保障範囲
5	1. 14条1項は、個人相互に価値的差異は存在しないことを理由に、「法の下に平等」と保障されている。法内容が不平等では、いくら法を平等に適用しても個人の尊厳(13条)は確保されないため、「法の下」とは、法適用だけでなく、法内容の平等も含む。 ^{内容が平等かつ執行が平等} また、 形式的 ^{実質的} 差異を無視して、 形式的 ^{実質的} 機械的・均一的に平等を実現しようとする、 形式的 ^{実質的} 不都合を生むため、「平等」とは、身分や出自に関わらず個人を全て等しく扱う絶対的平等ではなく、合理的理由に基づき差別を許容する相対的平等を意味する。
10	2. 本件法律は、災害により父と生計を同じくすることを得なくなった児童と、母と生計を同じくすることを得なくなった児童を区別し、前者にのみ被災母子給付金の受給資格を認めている。 本件法律は 14条1項に反するものであるかどうかは、本件区別が合理的理由に基づきものであるかどうかによって判断する。
15	第2 制約の程度
20	1. 14条1項 ^{法律} 本件法律は、児童と生計を同じくすることを不得となつた親の性別により、差別をするものである。性別は、14条1項後段に併列挙された事由の1つである。14条1項後段列挙事由については、あくまで例示列挙であるから、他の差別事由を変わりない基準で判断すべきという見解も存在するが、 <u>列挙事由は、歴史的に偏見や差別の原因となつてきた典型事由</u> であるため、これらの事由による差別は、不合理なものであると推定し、 <u>厳格な審査基準</u> によって判断されるべきである。
25	2. 本件法律は、身分や出自に関わらず個人を等しく扱う形式的平等では、是正できない経済的格差を解消するための種積極的差別解消措置を採ったもので、支援金の支給期間も1年6月に限定された(本件法律6条)暫定的なものであるため、緩やかな基準によって審査すべきという見解もある。しかし、このような措置をとることは、男性への差別

内容の適切
思いつ
改行ないし
括弧を付ける
句読点の誤り

後段の事由が列挙され
ない点に注意
→ 採用かな、もしも
理由に合っていない
かな

適切な括弧で

777-2747-7772012
 一切のメモは机の上で書くこと。

を生じさせる可能性があり、また、女性への偏見をさらに固定化させる危険性もあることから、積極的差別解消措置であったとしても、他の区別と変わらず、厳しく審査すべきである。

3. 本件区別の対象となった被災母子特別支援金は、支給期間が1年6月（本件法律6条）と短期間で、支給額も月2万3千円（本件法律5条）と比較的少額であるため、生活に重要な権利利益ではないとの考えもある。しかし、災害によって父母の片方を失った場合においては、もう片方の親も職を失った場合も失った児童の困窮した生活を再建するための同支援金は、児童の生命や身体、健康、住環境という重要な権利利益を保護するものである。また、生計を同じくすることを得たことになった親の性別は、児童本人の意思や習性を変えることのできない事由であるため、より慎重な検討を要する。

第3 違憲審査基準

以上のような理由から、本件法律の違憲性は、厳格な合理性の基準によって審査する。厳格な基準においては、区別をする立法目的に合理的根拠があり、かつ具体的な区別と立法目的の間に強い関連性があることを認めなければならない。当該法律は、合理的理由に基づかない区別をするものとして、違憲となる。

第4 あてはめ

1. 本件法律の立法目的は、災害に被災した生計を同じくすることを得たことにより、母子家庭が主となった児童の生活に困窮させられ傾向にあるため、このような児童がいる家庭に生活再建までの一時的な金銭支援を行うことで被災児童の福祉増進を図ることにある。このような立法目的の合理的根拠に合理性を定する理由はなから。

2. しかし、生計を同じくすることを得たことにより親の性別で児童を区別することによって、^{児童}の父を失った被災母子家庭と父を失った父子家庭とで児童の福祉を図ることはできず、一方で甲の息子のように被災母子家庭に父を失った児童も、母の収入で生活に困窮することになる児童もに

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
C.

は、支援金の給付資格が認められる。このような区別は、立法目的の範囲
で強い関連性は認められない。

この理由で
いかに法的に
論じても
点数が大き
くありません。

第5 結論

よって、本件法律は、合理的理由に基づかない区別的取り扱いをするも
のとして、14条1項に反し違憲である。

以上。

J. Hata
22.11.6

・ 最低限に骨組みはしかりと正確に印象を与えられ、
もっとも、司法試験の差がある。内付けへ部分です。
法律の材料理由付け、そのほかとこれに展開をせよと
点数が大きくなります。

・ 合格者数に比べて、色々と差がある。点数が
一気に伸びると思います。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

A

第1 被災母子特別支援金の支給に関する法律
(以下「法」といふ。)4条の憲法(以下、田名)14条
1項違反について

1 法4条は、災害により父が死亡等した児童(同
1〜4号)を監護する母に対し、被災母子特別
支援金(以下、「支援金」といふ。)を支給するとする。

これは、父が災害により死亡等した児童を監護する
母と母が災害により死亡等した児童を監護する父とを
区別するものである(以下、「本件区別」といふ。)

2 児童を監護する者が児童の父も~~死亡等~~
死亡等したか、母が死亡等したかにより支給に
差が生じることは、不合理な差別として14条1項に
反しない。

3(1) 14条1項の「平等」は、個人の尊重に由来
(、事実の差異を前提とした相対的平等をイコール
しているから、合理的区別は許され、不合理な差別)
が禁止される。

とて、~~法~~14条1項は、法適用の平等のみならず
法内容の平等も保障している。

法が規定する区別が不合理な差別に
あたるかは、区別の内容、対象、態様、裁量の有無
によって審査判断される。自ら決めることから、~~法~~14条

(2) 法4条についてこれをみると、本件区別の内容は
災害によって死亡等したのが父であるか母であるか
によって児童を監護する者が支援金を支給できる
かどうか異なるとするものである。支援金は月額
2万3千円あり、年額にすると27万6千円にもなる

区別内容に注目!

これはXに偏るから
これを開く必要がある。

「決める」「決める」
などかよってしまふ。

1 ページ

裏面へ

評価を受けていると認められる。

ことから、家計に与える影響は大きく軽微な差とはいえない。

として、対象は死之等したのが父か母かという性別に
基づくものである。性別は14年後段列挙事由であり
歴史的に差別が激しかったものであるから厳格に
審査する方向に傾く。

これは、
セクシ
保明が
大事。

また、態様も死之等したのが父である場合には
一切何ら支給されないため、厳しい態様となっている。

たしかに、法の制定には国会の立法裁量及び
支援金の財源見直しを必要とする規定については、
第一義的に立法裁量を重視し、合理性の要件は足り
とも思える。

判例を
引用し
10. 判例

しかし、前述の如く14年後の本件区分は
被災者の性別によって死之等したのが父か母かという偶然に
よって決まる内容とあって、家計に与える影響等も
軽微な差とはいえないため、厳格な合理性の要件に依り
審査すべきである。

被災者の
性別が
偶然的
に決ま
るため
合理性
の要件
は満た
ない。
この点
は内閣
府の答
復でも
認めら
れてい
る。

そのため、目的が重要で、手段は実質的合理性
が認められる場合のみ、14年後に反てよい。

4 (1) 14年後の目的は、父が父と生計を同じく

することを得なくなった児童に^{の経済的支援}支援金を支給する
ことにより、被災児童の福祉の増進を図るものである。

被災児童の母に^は父が^はなく母^はにとり
父から経済的支援を受けられないことは、その後の
成長に大きな影響を与える。

これは
10. 判例

として、支援金により経済的補償を与えることは
必要不可欠なものである。

したがって、目的は重要である。

(2) 14年後は、経済的支援の対象を父が死等
した児童の母に限っている。

たしかに、国の説明あり、生計は主に

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABOD)
A

5	男性に支えられている場合が多く、甲のように夫を亡くした児童を監護する母を支援する果てすれば「置けるうちに男児」。 （女性で母である事が家計を支えている家庭もあり） （か）. 2. のように、男性で父であっても被災によって困窮窮乏してしまっている場合もある。そして、甲のように児童の父が亡くなっても生活が苦しいわけではなない家庭もある。支給期間が1年6月1か月より一時金の支給期間とすると、被災児童の経済的支援をすべてカバーする点で「父」も「母」も「母」を区別することに不平等性がある。 ついて合理的理由はない。 むしろ、父又は母とするものの方が合理的である。そのため、法4条の本件区別について実質的な合理的関連性は無い。 （2）したがって、法4条は14条1項に反する。 第2 法4条の判決について 1 法4条のうち、「母が」という部分及び「父」という部分は前述のとおり14条1項に反する。この部分以外は被災児童の福祉にかかわるものである。 2 そして、法4条がなければこれは支援金の支給が受けられないのであるから、支援金受給部分のみを違憲するとする判決をすべきである。 以上 J. H. H. 22.11.6
25	かたがた書いてありますが、最上位客室に入りたいはあと少し足りないけれども、あとはどうにか出来るかな。解法に相談しながら、もう少し書いて（高等司法研究科） 同様に大まかに書いておこう。

根本的かつ、
モラルと法理の
衝突については、
本試験でも
最上位客室に
入りたい。

この解釈は
合憲に違憲の
差が大きい。
ただし、22年11月22日
の判決はほとんど
正しい。